

富山県公安委員会告示第 50 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 1 日

富山県公安委員会
委員長 庵 栄 伸

1 聴聞の期日

令和 8 年 6 月 1 1 日

2 聴聞の場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部 2階 206会議室

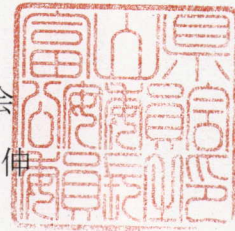
富山県公安委員会告示第 50 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 1 日

富山県公安委員会

委員長 庵 栄 伸



1 聴聞の期日

令和 8 年 6 月 1 1 日

2 聴聞の場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部 2階 206会議室

